

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	海水熱交換器建屋排風機(B)用電動機点検において、冷却ファン取外し時に反負荷側軸受ケースを破損させたことが認められたため、当該部を補修、対応検討。	C	
2	2号機	原子炉建屋大物搬出入口における物品搬出のための汚染確認測定において、台車(車輪部)1台に汚染(表面汚染密度4.5Bq/cm ²)が確認されたため、当該台車を養生、仮置き、除染後搬出。	D	
3	2号機	主復水器細管連続洗浄装置(A~C)制御盤点検において、正面扉に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
4	2号機	漏えい検出系ダスト放射線モニタサンプルポンプ用電動機点検において、回転子軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	主復水器細管連続洗浄装置(A~F)ボール循環ポンプ点検において、グラウンド部封水配管に詰まりが認められたため、当該封水配管を清掃。	D	
6	2号機	ドライウェル内照明用分電盤漏電しゃ断器点検において、漏電しゃ断器1個に動作不良が認められたため、当該漏電しゃ断器を交換。	D	
7	2号機	ドライウェル内照明用・作業用分電盤点検において、分電盤扉(内側)に腐食及びパッキンに劣化が認められたため、当該腐食・劣化箇所を補修。	D	
8	2号機	主蒸気管放射線モニタ高トリップ(チャンネルD)表示が発生し、当該モニタ検出器の動作不良が考えられることから、点検及び対応検討。	B	・H21年1月5日再審議にてグレード変更「D B」
9	4号機	原子炉建屋西側オープントレンチ内(軽油タンク廻り)機器点検において、フレキシブル電線管に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
10	4号機	原子炉建屋西側オープントレンチ内(軽油タンク廻り)機器点検において、配管、配管サポートに腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
11	4号機	屋外トレンチ内機器点検において、スチームドレンサンプポンプ廻りに腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
12	4号機	屋外トレンチ内機器点検において、歩廊に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	原子炉建屋給気ファン室通路(非管理区域)において、雨漏れによる水溜まりが認められたため、当該溜まり水を除去後、雨漏れ受け容器を設置、調査及び対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEA4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353